

船地字第911号

令和4年7月27日

保護者 各位

船橋市長 松戸 徹

(公印省略)

放課後ルームにおいて感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定等について

日頃より本市の放課後ルーム事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般千葉県ではオミクロン株の特徴等を踏まえ、放課後ルーム等では、国が濃厚接触者の特定を行わない等の見直しが行われたところですが、市では、引き続き必要に応じ市保健所が濃厚接触者の特定を実施することといたします。

また、濃厚接触者の待機期間を短縮する見直しについては、国から通知があり、待機期間が7日間から5日間に短縮されました。

なお、具体的な対応は下記の通りとなりますので、確認をお願いします。

記

・**施設において感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定**

現時点では、これまで通り、市職員が施設職員に感染状況等を聞きとり、市保健所へ情報提供いたします。市保健所の調査により、児童が濃厚接触者として特定されることがあります。

濃厚接触者の待機期間（5日間）は、無症状であっても登所はお控えください。

・**休所の取扱について**

陽性者が複数いるなど施設内で感染が拡大しているときは、市保健所から休所の助言があり、休所（臨時休所）とすることがあります。

また、職員の感染等により、放課後ルーム運営の実施が困難となった場合にも休所となる場合があります。施設内での感染拡大を早期に防止し、児童の安全安心な放課後ルーム運営を行うための必要な措置ですのでご理解のほど、よろしく願いいたします。

●保護者の皆様へ

児童が陽性となったり、同居家族が陽性になったりして児童が濃厚接触者となったときは放課後ルームへご連絡ください。

また、児童の喉の痛み、発熱などの症状がみられる場合には登所をお控えください。

【お問い合わせ】

船橋市役所 子育て支援部 地域子育て支援課 TEL047-436-2319